

第4章 計画推進に向けて

本市における次世代育成支援施策の総合的・計画的な推進のため、以下の観点をふまえ、取り組みを進めます。

1. 推進体制の整備

次世代育成支援に関係する行政分野は多岐にわたっており、支援施策を円滑に実施していくためには、取り組みにあたって本計画を総合的に推進できるよう庁内体制を充実させ、連携をいっそう図っていくことが必要です。計画を総合的に推進するために、庁内横断的な連絡体制を構築し、計画の進行管理を行います。

また、地域住民や児童福祉・教育・保健等の関係機関、学識経験者、企業などから構成される全市的な推進組織において、計画進行の確認や対策の検討、地域課題の検討などを進めていきます。

さらに、次世代育成の取り組みを進めていくためには、行政のみの取り組みでは不十分であり、地域に根ざしたきめ細かい活動を推進していくうえで、地域住民や関係機関等との協働が不可欠となります。計画の推進にあたっては、相互のネットワークづくりを強化していくとともに、行政以外の関係者・機関による自主的な取り組みを積極的に捉え、民間による子育て支援が活発に展開されるよう働きかけていきます。

2. 実施状況の継続的な点検と公表

計画の進捗状況を把握し、進行管理を計画的に行っていくことが重要です。本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく任意計画であり、計画の推進状況に合わせて、本計画における各事業の実施状況を点検するとともに、その結果を情報公開していきます。

具体的には、各事業における毎年の実施状況の情報を取りまとめ、庁内推進組織及び全市的な推進組織において、施策の進捗・達成状況の点検・評価を実施するとともに、以降の計画推進における課題の抽出、次に重点的に取り組むべき事項の検討などを行います。

また、計画の進捗状況の公表内容や各事業実施状況の点検結果などは、市ウェブサイトへの掲載や、そのほか市民にわかりやすい形を検討し、情報公開を進めます。

3. 計画の周知

本計画の市民への周知を図るため、本計画書を公表するとともに、市役所や保育所・保育園、幼稚園、学校などの各種の集い、各種健診などの機会を通じたPRを行います。

また、広報誌や市ウェブサイト、子育てメールマガジン*、ケーブルテレビ等による情報発信を行うとともに、民生委員・児童委員や自治会、地域教育協議会*、校区福祉委員会*、ボランティア、子育てサークル*、子ども会などの地域活動等と連携したきめ細かいPR活動に努めます。

